

(TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正)

現行		改正	
別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	(中略)	鉄道事業者	(中略)
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社 (中略)、立川バス株式会社、 <u>株式会社シティバス立川</u> 、千葉交通株式会社 (中略)、宮城交通株式会社、名古屋市交通局 (中略)、名鉄バス株式会社、 <u>名鉄バス中部株式会社</u> 、豊栄交通株式会社 (中略)、鞆鉄道株式会社、 <u>第一タクシー株式会社</u> 、株式会社中国バス (中略)、熊本都市バス株式会社	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社 (中略)、立川バス株式会社、千葉交通株式会社 (中略)、宮城交通株式会社、 <u>ジェイアールバステック株式会社</u> 、名古屋市交通局 (中略)、名鉄バス株式会社、豊栄交通株式会社 (中略)、鞆鉄道株式会社、 <u>株式会社フォーブル</u> 、株式会社中国バス (中略)、熊本都市バス株式会社

附則

この通達は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第一タクシー株式会社及び株式会社フォーブルに係る改正は平成30年3月21日から適用する。